

公益信託 高橋信三記念放送文化振興基金
平成27年度 助成金給付対象者募集要項

「公益信託 高橋信三記念放送文化振興基金」は、民間放送の創始者の一人で、元毎日放送社長である故高橋信三氏の夫人の高橋旺代様が、放送に関する諸活動に対し、助成金を給付することにより、放送文化の発展・向上とその一層の普及に寄与していくために、平成5年9月に設立されたものであります。

平成27年度助成金給付対象者を下記の通り募集いたします。

記

1. 助成対象

- (1)放送に関する調査、研究、発表等を行うもの
- (2)放送に関する国際交流・国際協力等を行うもの
- (3)放送文化の保存・振興等を行うもの
- (4)その他広く放送文化の発展・向上とその一層の普及に寄与することを目的とした事業を行うもの

2. 対象期間

1. 助成対象に該当するもので、原則として、選考結果通知後から翌年6月10日までの間に実施されるものを対象とします。なお、対象期間を超過することが応募時にお分かりの場合は、その旨をお申し出ください。

3. 応募資格

上記1. 助成対象に該当する団体もしくは個人

4. 助成金

1件あたり50万円から100万円の範囲内で助成予定

5. 応募方法

本公益信託所定の「助成金給付申請書」に必要事項を記入し、事務局へ提出していただきます。

応募期間は平成27年4月1日(水)から平成27年5月31日(日)(消印有効)とさせていただきます。

6. 選考方法

提出された「助成金給付申請書」に基づき、本公益信託運営委員会(7月開催予定)の審査により、助成金給付対象先並びにその助成金額を決定いたします。(提出いただきました申請書類等は返却いたしません。)

7. 助成の対象について

助成金は研究・事業目的に使用するものとしませんが、一般に使用される事務用品、

例えばパソコンなどは助成の対象から除外されます。

8. 選考結果の通知

選考結果につきましては、本公益信託運営委員会終了後、郵送にてご通知いたします。

9. 助成金の交付式

助成金給付対象に選ばれた方には、助成金交付式への出席をお願いします。

(1) 日時：平成27年7月下旬

(2) 場所：大阪市内

10. 助成金の給付

平成27年7月に、銀行振込みにより給付の予定です。

なお、助成金の給付を受けた方が、計画の実施が不可能になったなどの事情で計画を変更する場合には、その旨を申請して事前に承認をうけるものとします。承認がうけられなかった場合には、助成金の全額または残額を返戻するものとします。また助成金の給付を受けた方が、事前の連絡なく、後述の使用報告書等を期限までに提出されない場合、助成金全額の返還を求めることがあります。

11. 研究発表等にあたってのお願い

助成によって行なった研究成果の発表や事業等を行なうに際しては、当基金の助成を受けたものであることを明示して下さい。

12. 使用報告書、成果物の提出等

(1) 提出期限：平成28年6月10日

但し何らかの理由で、当日までに最終報告書をまとめる段階に至らなかった場合には、その理由を付し、上記期限までに中間報告書を提出、研究終了の時点で、最終報告書を提出して下さい。

(2) 提出書類

①助成金使用報告書

収支報告書、使用明細を提出願います。また、一万円以上の支出については領収書等の証憑を添付して下さい。

②助成に対する成果物（助成対象に応じて次のいずれか）

助成対象	提出書類
調査、研究、発表 助成対象（1）	助成による研究等成果をまとめた報告書（様式A4版、字数2,000～3,000字、横書き）を提出して下さい。また研究成果を掲載した論文等の刊行物をまとめた場合には、必ず添付して下さい。報告書提出後に論文等を刊行した場合も、その時点で追加して提出して下さい。

その他の活動 助成対象(2)～ (4)	事業実施報告書(様式A4版、字数2,000～3,000字、横書き)を提出して下さい。また、関連資料がある場合は必ず添付して下さい。報告書提出後に上記事業に関連して論文等をまとめた場合にも、その時点で追加提出して下さい。
---------------------------	---

上記使用報告書、成果物の内容については、当基金の出版物やホームページで公表させていただくことがあります。

13. 書類提出先・照会先

〒135-8581

東京都江東区木場1丁目5番65号 深川ギャザリア W2 棟
株式会社りそな銀行 信託サポートオフィス 公益信託担当
TEL 03-6704-3325 FAX 03-5632-6359

以上